

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務 料金表

【都市の低炭素化の促進に関する法律 第54条第1項第1号に係る技術的審査】

- 申請の別及び用途により、表1から表3に掲げる額を合計した額

用途 申請の別	非住宅建築物*1	共同住宅等	複合建築物*2
建築物全体	表3	表1+表2*3	表1+表2+表3
住戸のみ		表1	表1

*1：住宅以外の用途のみに供する建築物

*2：住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物

*3：一戸建ての住宅の場合は、「建築物全体」の申請であっても表1の料金のみとする。

- 【表1】「住戸」部分

申請戸数 M (戸)	技術的審査料金 (税抜)
$M \leq 50$ 戸	100,000 + M × 2,000 円
$50 < M \leq 100$ 戸	120,000 + M × 1,700 円
$100 < M \leq 200$ 戸	140,000 + M × 1,700 円
$200 < M \leq 500$ 戸	180,000 + M × 1,700 円
$500 < M \leq 700$ 戸	350,000 + M × 1,500 円
$700 < M \leq 1000$ 戸	450,000 + M × 1,500 円
$1000 < M$	別途見積

※M：技術的審査対象住戸数を示すもの

- 【表2】「共用」部分

共用部分の床面積の合計 A (㎡)	技術的審査料金 (税抜)
$A \leq 5,000$ ㎡	100,000 円
$5,000 < A$	120,000 円

- 【表3】「非住宅」部分

対象床面積の合計 A (㎡)	技術的審査料金 (税抜)	
	標準入力法/ 主要室入力法	モデル建物法
$A \leq 500$	180,000 円	90,000 円
$500 < A \leq 2,000$	270,000 円	150,000 円
$2,000 < A \leq 5,000$	360,000 円	180,000 円
$5,000 < A \leq 10,000$	390,000 円	210,000 円
$10,000 < A \leq 20,000$	420,000 円	240,000 円
$20,000 < A \leq 50,000$	510,000 円	270,000 円
$50,000 < A \leq 100,000$	720,000 円	390,000 円
$100,000 < A$	別途見積	別途見積

【法第54条第1項第2号に係る技術的審査】

10,000円 (税抜)

【法第54条第1項第3号に係る技術的審査】

10,000円 (税抜)

※ 料金には、別途消費税が加算されます。

※ 計画変更の料金は、法第54条第1項第1号の変更の場合、上記表1～表3のそれぞれの料金の1/2となり、法第54条第1項第2号及び第3号の変更の場合、上記料金となります。

※ 当財団に確認申請又は住宅性能評価を併せて申請される場合は料金を減額いたします。

※ 適合証の再発行の料金は、3,000円/通 (税抜) となります。

※ 審査を効率的に実施できる場合は、実費を勘案して料金を減額いたします。ご相談下さい。

